

## 消費者相談の事例から

# 「お試し」のつもりが「定期購入」に!

No. 186

スマートフォンやパソコンで「1回目80%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できる広告を見て「試しに」「1回だけ」のつもりで健康食品や化粧品等を注文したところ、数カ月間や数回の定期購入が条件だったというトラブルが増えています。

### ◎消費生活センターより

事業者のホームページ等では、1回目の商品を低価格で購入できることが強調して表示されています。定期購入が条件であることやその期間中は解約できないことは、強調表示に比べて文字が小さいなど分かりにくい表示になっていることが少なくありません。「定期購入とは知らなかった」などの理由で解約したくても、「定期購入期間中は解約できない」と断られるケースがほとんどです。

### 【事例1】

初回500円のダイエット飲料を「お試し」のつもりで購入したが、効果がなかった。解約したいが「4回の購入が条件」と断られた。定期購入であること、総額が1万円になる事などの表示には気づかなかった。

### 【事例2】

送料負担のみの化粧品を、サンプルと思いつ文した。肌に合わなかったたのでやめたかったが「3回(1回5千円)の購入が条件」と言われた。

インターネット通販をはじめ

通信販売では、クーリング・オフの制度はありません。そのため広告に表示された「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」などに従うこととなります。表示がない場合は、商品が届いてから8日間以内であれば、消費者の送料負担で返品が可能です。商品を注文する際には、定期購入が条件となっていないか、解約や返品ができるかなどをしっかりと確認しましょう。また、最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなどして、契約内容を記録しておきましょう。



お問い合わせは、

消費生活センター(2階)

☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

## 文芸コーナー

### 四階のベランダから

時女 礼子

遠くの山々が近くに感じ

近くの屋上看板は

目を細めに開けてもよく見える

夜になると

高層マンションの灯りが連らなり美しい

真下に佇む古民家の庭先では

洗濯物を干しているお年寄りに

母の姿が映る

歩き方も背格好も

それに髪型迄がよく似ている

春の陽射しを浴びながら

私は暫くの間眺めている

◎選評 斎藤正敏

四階のベランダから見える風景が美しい。見る角度によってさまざまに変わる風景。真下に佇む古民家の庭先で洗濯物を干しているお年寄りの佇まいが、何か母の姿と重なる。亡き母をしのびながら、春の陽射しを浴びている。

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。

●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※詩の原稿送付先(直接選者)へ 〒297-0032 茂原市東茂原7番地 斎藤正敏宛。

「広報もばらの詩」と朱書きしてください。原稿は30行以内でお願いします。